平成２９年（フ）第２８４号
宮崎市大島町原ノ島1603番地　ハイツ藤沢101号
債務者　長嶺惠美子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７０号
岩手県北上市大曲町９－３コスモハイツ101、住民票上の住所秋田県横手市雄物川町常野字三津家60番地１
債務者　髙橋　直子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第７１号
岩手県北上市常盤台３丁目14番26号エステートサワフジ01－Ｂ
債務者　中村　義則
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１４３号
秋田市仁井田福島１丁目３番74号
債務者　鈴木　理香（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９号
秋田市寺内後城６番20号　マリンハイツＤ108
債務者　池田　理絵
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８１号
秋田市新屋日吉町21番16号
債務者　豊嶋　宏章
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６号
福島市瀬上町字道田山１番地の11
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県取手市戸頭２丁目11番12号
債務者　金子　久夫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
茨城県取手市戸頭２丁目11番12号
債務者　金子ユキコ
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
（旧住所）福井市日之出５丁目２番20号
債務者　清水佳芳里
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
福井県越前市矢船町第17号14番地の13、旧住所兵庫県神戸市西区大津和２丁目３番地の２シャノアールⅢ407号
債務者　尾崎　裕司
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
兵庫県伊丹市昆陽南４丁目７番48号
債務者　村松　美紀
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
兵庫県川西市東畦野６丁目７番13号　206
債務者　脇田　雅人
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１９７号
奈良県大和高田市永和町７番15号　ファーレ102号室
債務者　景山　圭広
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
島根県浜田市長沢町668番地１（104）
債務者　迫山　孝子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第３０号
島根県浜田市瀬戸見町32番地
債務者　山本　政子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２９年（フ）第９２号
佐賀県武雄市北方町大字芦原3093番地１
債務者　小野　紀男
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
佐賀地方裁判所武雄支部